

# せいそう 労働者 速報

2020年5月18日  
No. 1151  
東京清掃労働組合  
企画・総務局

2020年度夏季手当（第1回）団体交渉 区長会に要求書を提出

## 新型コロナウイルス禍、 区民の衛生環境を守っている 組合員の要望に応えること！



現在、新型コロナウイルスの感染が収束をみせない中、東京都においては緊急事態宣言が解除されず、引続き行動の自粛が余儀なくされています。しかし、そんな中でも、わが組合は組合員の切実な思いを当局にぶつけるべく5月18日（月）15時27分より、2020年度夏季手当（第1回）団体交渉を

行い、「2020年度の夏季一時金等に関する要求書」を区長会に提出しました。

本来であれば、わが組合からは常任中央執行委員が出席し、当局も区長会交渉委員8名が出席するところですが、この様な状況でありますので、わが組合からは四役が出席し、当局からは副区長会会長と副管理者の2名の参加で行って来ました。

昨年の賃金確定交渉では、多くの団体で月例給が引上げられる中、苦渋の判断で大幅な月例給の引下げ勧告の実施を受け入れてきました。しかし、この引下げ勧告は、行政系人事任用制度の改正がもたらしたものであり、首都圏での生活実態や賃金水準に照らし合わせたものではありません。日本で一番高い生計費を必要とする組合員の処遇改善を図るため、生活実態に沿う夏季一時金の支給月数の引上げを求めました。

現業系人事制度については、担当技能長職を「技能長職にステップアップするための研修的な職」と捉えたり、担当技能長は人数を括りとする設置基準になっていないにもかかわらず、「担当技能長の配置に伴い技能長の定数を減らす」とする区が存在します。本来の目的から逸脱することのないよう、各区における実態について情報提供を求めました。

勤勉手当の成績率制度については、チームワークを基本に職務に従事する清掃職員には馴染まないものです。引き続き勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を求めました。

高齢期雇用制度については、現在、国家公務員の定年を上げる国家公務員法改正案が国会で審議されています。国家公務員と地方公務員、とりわけ現業職員については、制度や賃金水準の違いから、国家公務員と同様の取扱いとした場合、様々な問題が生じることが考えられることから早急に協議を行うことを求めました。

また、現在の再任用職員の賃金水準が、一部年金が支給されることが前提となっていることから、現行を上回る賃金水準としなければ無年金期間の生活保障はされないことから、定年延長の協議とあわせて、現在の再任用制度・賃金についても協議を行うことを求めました。

そして最後に、清掃事業に従事する会計年度任用職員及び委託労働者の賃金・労働条件について、会計年度任用職員制度導入が初年度ということで、各区の運用状況について注視していく必要があることから、情報提供を求めました。

また、23区の清掃事業に従事する委託労働者についても、安んじて職務に精励できる夏季手当の支給・改善を関係機関に働きかけることを求めました。

現場の第一線で新型コロナウイルス感染に対する不安を抱えながら職務に精励している組合員の努力を正当に評価する賃金・人事制度の改善は、組合員の切実な思いを込めたものとして受け止め、改善に向けた検討を行うことを強く求めました。



2020年5月18日

特別区長会  
会長 山崎 孝明 様

東京清掃労働組合  
中央執行委員長 中里 保夫



## 2020年度の夏季一時金等に関する要求書

日頃より23区清掃事業を含む特別区政の発展と職員の生活・労働条件の改善に向けてご尽力されている貴職に敬意を表します。

東京清掃労働組合は、本年3月11日、貴職に対し「2020年度現業系賃金・人事制度に関わる要求書」を提出しましたが、本日は、改めて、「2020年度の夏季一時金等に関する要求書」を提出させていただきます。

昨年賃金確定交渉では、苦渋の判断で大幅な月例給の引下げ勧告の実施を受け入れることとしました。しかし、この引下げ勧告は、行政系人事任用制度の改正がもたらしたものであり、首都圏での生活実態や賃金水準に照らし合わせたものではありません。このことは、区長会が特別区人事委員会勧告に対し、「遺憾」としたことからも明らかです。併せて、現業職員については、職務や職責について、何の変更もないにもかかわらず、月例給が大幅に引き下げられています。

貴職におかれましては、私どものこうした実態と切実な要求を十分にご理解いただき、人事委員会に意見・要望を申し出るなど、引き続きの対応を求めるものです。

現在「新型コロナウイルス感染症」が蔓延し、在宅療養が増える中、街中にティッシュやマスクなどの感染リスクのあるごみが排出されている可能性は少なくありません。ましてや、「緊急事態宣言」が発令されている今日においても、社会機能として不可欠である清掃事業は、平常どおり維持していかなければなりません。

区長会からは、「業務職給料表について、依然として高い水準にある」という認識も示されておりますが、何度も申し上げているように、国家公務員には我々と同様の職務は存在しません。区民と接しながら、良質な公共サービスとしての清掃事業を確立するために、日々奮闘している職員の士気を維持・向上させ、安全で安定的な事業運営を継続していくためには、業務職給料表に対する皆さん方の認識は、直ちに改めるべきです。現行の技能職給料表の水準は、物価水準が高い首都圏で暮らす生活実態を踏まえれば、「高い水準」には程遠い状況であります。

以上の点を踏まえ、区政の第一線で毎日の職務に精励する職員の努力が報われるよう、夏季一時金等に関し、下記のとおり要求いたします。組合員の切実な要求であることを受け止め、労使自治の原則を踏まえた自主的・主体的な立場から、誠意ある回答と対応を早期に行うよう求めます。



## 記

### 1 2020年度夏季一時金について

- (1) 首都圏での生活実態に鑑み、支給月数を2.5ヶ月以上とすること。
- (2) 勤勉手当は廃止し、期末手当に一本化すること。
- (3) 期末・勤勉手当からの除算項目及び除算割合を改善すること。
- (4) 「基準日主義」を改め、勤務実績に基づく支給とすること。
- (5) 再任用職員についても、定年前職員と同様に取り扱うこと。
- (6) 清掃職場に働く会計年度任用職員や委託労働者に対する夏季手当の支給・改善を働きかけること。

### 2 現業系人事制度について

各区において、労使の妥結内容の趣旨に基づいた「担当技能長職」を配置すること。

### 3 勤勉手当の成績率制度について

チームワークで業務を遂行している清掃職員には、成績率制度自体が馴染まないものである。勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を行うこと。

### 4 雇用と年金の接続について

- (1) 年金支給開始年齢が順次引上げになることを踏まえ、再任用制度における賃金水準を改善すること。
- (2) 定年延長について、特別区職員の実態に即した制度とするためにも、十分な労使協議を尽くすこと。

### 5 回答について

これらの要求事項に関する回答は、本年6月19日（金）までに行うこと。

以上

## 2020年度夏季手当（第1回）団体交渉

1. 日 時 2020年5月18日（月）15時27分から15時28分
2. 場 所 東京区政会館20階203会議室
3. 出席者

### 区長会：

鈴木副区長会会長（目黒区）、志賀副管理者（特人厚）

オブザーバー：鈴木人事企画部長（特人厚）、小池調査課長（特人厚）

小林勤労課長（特人厚）、金子副参事（特人厚）

### 清掃労組：

中里中央執行委員長、江森副中央執行委員長、西村副中央執行委員長  
多田書記長、田口書記次長

## 4. 議事録

### 〈清掃労組〉

それでは、私の方から申し上げます。

### （要求書読み上げ・手交）

以上ですが、要求内容についていくつか申し上げます。

はじめに、一時金についてです。

昨年の賃金確定交渉においては、多くの団体で月例給が引き上げられた中、特別区のみが大幅な引下げとなりました。昨年の特別区全体のラスパイレース指数は、100を下回り99.8となりましたが、月例給の引下げが行われたことで、本年は更に低くなることが予想されます。

食品や生活用品などの値上げが続く中、日本で一番物価の高い首都圏で暮らす特別区職員の生計費を反映した処遇改善のためには、一時金の引上げが不可欠です。厳しい生活実態においても、職員は公共サービスの質を低下させることなく、責任と誇りを持って日々の業務に励んでいます。そ

の努力があるからこそ、区民に上質な公共サービスを提供できるのです。

清掃事業は、社会機能として不可欠であり、日々確実にごみを処理することが求められています。政府の「緊急事態宣言」が発令されている今日においても、職員は、新型コロナウイルス感染に対する不安を抱えながら、平常どおり職責を全うしています。

夏季一時金の支給月数増は、職員の強い要求であります。2.5ヶ月以上の支給を求めます。

次に、現業系人事制度についてです。

この間申し上げている担当技能長職の設置については、各区で運用に差が生じています。担当技能長は現場に出さず、技能長になるためのステップとして扱っている区や、担当技能長を設置するに当たり、技能長の定数を削減した区もあるとの報告を受けています。

そもそも、担当技能長の導入については、各区の清掃行政及び職員にとって有益であることから、統一交渉で妥結したものであり、各区の都合で制度を捻じ曲げるべきものではありません。

こうした経過を踏まえ、各区において、制度の適正な運用を図るとともに、実態についての情報提供を求めます。

次に、勤勉手当の成績率制度についてです。

今日の清掃事業において、ごみ出しが困難な高齢者世帯や身体の不自由な方の世帯に対する訪問収集は全国的に注目され、更なる活用も期待されています。あわせて、小学校や保育園へ出向いての環境学習についても大変好評を得ているほか、外国人に対するごみ出しに関するルールの周知などについても大きな課題として取り組んでおります。さらに、大都市東京の住宅街にある清掃工場では安全で安定的な運営を行うため、排ガスに対し法令基準より更に厳しい独自の基準値を設け、地域住民の生活環境を維持するために日々努力を続けてきております。

清掃事業における様々な取組みは、特定の職員だけで遂行できるものではありません。日々の打合せの中で刻々と変化している現場の情報を職員間で共有し、連携・協力を基に進められているのです。その貴重なノウハウとチームワークは、大規模災害発生等の非常事態においても、自治体の大きな力として発揮されることは間違いありません。

また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、職員同士が、清掃職場が閉鎖とならぬよう、「感染をしない、させない」との強い信念をもち、

最大限に神経を張り詰めながら、清掃事業を維持しています。そうした中において、「緊急事態宣言」発令後は、「STAY HOME」が浸透し、家庭ごみの量が大幅に増大しました。これは、想定外のごみ量の増加であり、事前に対策等を準備しているわけではありません。こうした事態においても、職員間の連携・協力があればこそ、ごみを残すことなく、区内の衛生環境が守られているのです。

勤務成績に応じて支給される能率給としての性格を持つ勤勉手当の成績率制度は、こうしたチームワークを基本とした職務に従事する清掃職員には馴染まないものです。職員間の疑心暗鬼から、職場のチームワークを乱し、無用の混乱をもたらしかねません。引き続き、勤勉手当の成績率制度の実施結果に関する十分な検証と協議を求めます。

次に、高齢期雇用制度についてです。

日本は、少子高齢化に歯止めがかからない中で、世界でもトップクラスの高齢化率となり、今後も更に高齢者の割合が増加していくことが予想されています。

現在、国家公務員の定年を引き上げる国家公務員法改正案が国会で審議されています。該当者に対する説明を前年度中に行わなければならないことを踏まえれば、特別区においても、条例改正に向けた早急な対応が必要となります。

国家公務員と私ども地方公務員、とりわけ現業職員については、制度や賃金水準の違いから、国家公務員と同様の取扱いとした場合、様々な問題が生じると考えています。早急に協議を行うことを求めます。

また、人事院は「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」の中で、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠としています。さらには、無年金期間が拡大する中で、生活への不安が高まるおそれがあるともしています。

高齢層職員の意欲を高め、能力・経験を十分に活用するためには、安心して生活できる賃金・労働条件を確保することは不可欠です。

現在の再任用職員の賃金水準が、一部年金が支給されることが前提となっている以上、現行を上回る賃金水準としなければ無年金期間の生活保障とはなりません。

定年延長の協議とあわせて、現在の再任用制度・賃金についても協議を行うことを求めます。

最後に、清掃事業に従事する会計年度任用職員及び委託労働者の賃金・労働条件についてです。

23区の清掃事業の運営上、会計年度任用職員及び委託労働者は、なくてはならない存在です。しかし、その賃金・労働条件については、決して良い状況とは言えません。

本年4月より、会計年度任用職員制度が導入されました。各区において、改正法の趣旨に則った運用が図られているものと考えておりますが、初年度ということ踏まえ、各区の運用状況について注視していく必要があると考えております。早期の情報提供を求めます。

また、23区の清掃事業に従事する委託労働者についても安んじて職務に精励することができる夏季手当の支給・改善を関係機関に働きかけることを求めます。

以上、何点かにわたって私どもの要求を申し上げました。

現場の第一線で、区民とのふれあいにより、区政に貢献をしている職員の努力を正当に評価する賃金・人事制度の改善は、職員の切実な思いを込めた要求であることを受け止め、是非とも改善に向けた検討をしていただくことを求めます。

私からは以上です。

〈当局〉

ただいま、皆さんから「2020年度の夏季一時金等に関する要求書」をいただきました。皆さんの要求については、直ちに各特別区長に報告するとともに、事務局に検討に入らせたいと思います。

さて、内閣府による先月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある」とした上で、先行きについて、感染症の影響による極めて厳しい状況が続



くと見込まれ、また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意するとともに、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があるとし、リーマン・ショックの影響を受けた平成21年5月以来、約11年振りに、景気の「悪化」の判断がされております。

このほかにも、各種経済指標は、軒並み、新型コロナウイルスによる影響が見られる中で、今春闘の結果は、賃上げの勢いは維持されたものの、その水準については、前年の水準を割り込む状況が見られ、今後の景気減速の懸念が一層高まっております。

このような中で、特別区の財政の先行きは予断を許さない状況にありますが、山積する大都市特有の課題に取り組んでいかなければなりません。夏季一時金に関する皆さんの要求については、特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を十分に考慮の上、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、定年の引上げについて申し上げます。

本年3月13日に、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」と「地方公務員法の一部を改正する法律案」が通常国会に提出され、現在、審議が重ねられております。私どもは、これらの法律案の内容を踏まえ、特別区における定年の引上げについて、慎重に検討をしているところであります。

引き続き、これらの法律案の国会での審議状況を注視し、成立した場合には、より具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

最後に、一言申し上げます。

職員の皆さんには、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が長期化する中、区民生活への影響を最小限に抑えるために、一丸となって、懸命に取り組んでいただいております。区長会として、厚く感謝申し上げます。

私どもといたしましては、引き続き、総力を挙げて、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組む所存でありますので、皆さんにも、引き続きのご協力をお願いいたします。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

夏季一時金等に関する要求への皆さん方の現時点での考え方についてお聞きしました。全ての課題が私どもにとっては切実な要求であります。

多くの課題の解決には、丁寧な労使協議が不可欠です。皆さん方からは、「特別区を取り巻く非常に厳しい情勢を始め、国や他団体、民間企業の動向等を十分に考慮の上、慎重に検討してまいりたいと考えております」という発言がありました。

次回の交渉では、私どもの要求を受け止めた回答を示していただくよう重ねて申し入れます。

〈当局〉

夏季一時金等に関する皆さんの要求については、検討の上、後日回答いたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止配慮を行った上で交渉を実施しました。